

半田市告示 第52号

半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成5年半田市条例第27号）第8条の規定に基づき、令和7年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和7年5月23日

半田市長 久世 孝宏

令和7年度 半田市一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例に基づき、半田市の区域内における一般廃棄物の処理に関する単年度の事業計画を定めるものです。計画の範囲は、半田市一般廃棄物処理基本計画と同様に、ごみ及び生活排水とします。

2. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 計画区域

半田市全域

4. 区域内人口・世帯数（4月1日時点）

115,835人／53,551世帯

令和7年度 半田市ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量

(1) 発生量・処理量の見込

区分			総量（年間）
ごみ	家庭系	燃やせるごみ	16,088 t
		燃やせないごみ	1,099 t
		粗大ごみ	561 t
	事業系	燃やせるごみ	6,615 t
		燃やせないごみ	48 t
資源	家庭系	プラスチック製容器包装	1,261 t
		紙製容器包装・その他紙類	650 t
		ペットボトル	380 t
		有価資源回収	1,720 t
		半田市リサイクルセンター	1,812 t
		公共資源回収ステーション	397 t
		公民館等回収拠点	1,627 t
	事業系	動植物性の残渣、刈草・剪定枝	3,493 t
埋立ごみ		焼却残渣、破碎不燃物	2,450 t

(2) ごみ減量目標

各家庭から排出されるごみについて、1人1日あたり420gを目標としてごみ減量に取り組みます。

2. 排出抑制のための方策

半田市における排出抑制・減量化に向けた基本方針は、半田市一般廃棄物処理基本計画に掲げる以下の2つとします。

- ◆ 基本方針1 減量化・資源化の促進
- ◆ 基本方針2 適正処理の推進

(1) 3Rの促進

①リデュース（Reduce）：ごみを発生させない

- ◆ 生ごみの水切り徹底啓発
燃やせるごみに含まれる水分量を減らすため、生ごみの水切り・ひとしぼりと呼びかけます。
- ◆ フードロスの削減
食品ロスを減らすため、食品ロスダイアリーの活用などを啓発します。
- ◆ レジ袋代替としてのごみ袋ばら売り拡充

プラスチックごみ削減を推進するため、レジ袋の代用としての指定ごみ袋ばら売りに協力いただける店舗の拡充を目指します。

②リユース（Reuse）：繰り返し使用する

- ◆ 民間協定事業者に関する広報
連携協定を締結した「ジモティー」「おいくら」を市民に情報発信し、リユースの促進に取り組みます。
- ◆ 半田市主導のリユースイベント実施
ごみとして捨てられるものに含まれる再利用可能な物品を選別・収集し、次の利用者へつなげるイベント等を実施し、リユース意識の醸成を図ります。

③リサイクル（Recycle）：資源として再利用する

- ◆ 資源排出機会の拡充
地域の有価資源回収だけでなく、半田市リサイクルセンターや公共資源回収ステーションなどの資源回収拠点を整備し、市民の資源排出機会を拡充します。
- ◆ 生ごみ堆肥化容器等設置補助金
生ごみ処理機のレンタルと併せて、容器等の購入に対する補助金を交付し、家庭の生ごみ減量につなげます。

（２）ごみ減量の意識醸成

はんだ市報、公式 LINE、ホームページ、ごみ分別アプリ（さんあ〜る）を活用して、環境負荷の軽減につながるごみ減量や資源化の必要性について広報を行うとともに、出前講座などを実施し、市民全体に対するごみ減量の意識醸成を図ります。

（３）事業者の資源化促進

民間事業者の資源化処理について一般廃棄物処理業の許可や情報発信を行い、事業系ごみの減量を推進します。

（４）収集・処理体制の確立

ごみの発生量に対して適切な処理体制を確立するため、委託業者や一般廃棄物処理業許可業者の監視・指導を実施します。

（５）不法投棄等を防止する取り組み

地域のごみステーションなどへの不法投棄を防止するため、外国語も活用した注意看板の設置や、監視カメラによる抑止を行います。

3. 分別収集する一般廃棄物

(1) 家庭から排出されるごみ・資源

種類	収集主体	搬入先
燃やせるごみ	半田市 委託業者 許可業者 排出者	知多南部広域環境センター
燃やせないごみ		
粗大ごみ		
資源		有価資源回収実施場所 半田市リサイクルセンター 公民館等回収拠点

排出者・許可業者による搬入以外に、半田市は以下の収集を実施します。

- 区域内にごみステーションを設置し、家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装・その他紙類、ペットボトルを事業者への委託により収集します。
- ごみステーションに排出できない粗大ごみを収集するため、戸別収集を実施します。
- 高齢や障がい等の理由により、自力でごみを排出することが困難な世帯に対して、訪問収集を実施する。

資源とは、再生利用の対象となる半田市有価資源回収事業に係る報償金支給要綱に定義される有価資源、プラスチック製容器包装、紙製容器包装・その他紙類、ペットボトル、小型家電、木製家具、硬質プラスチック製品、金属類、刈草・剪定枝、羽毛布団、廃食用油、ペットボトルキャップ、乾電池・蛍光管とします。

(2) 事業所等から排出されるごみ・資源

種類	収集主体	搬入先
燃やせるごみ	許可業者 排出者	知多南部広域環境センター
燃やせないごみ		
資源	半田市	民間事業者処理施設

排出者・許可業者による搬入以外に、半田市は以下の収集を実施します。

- 自治区行事や祭礼、ボランティア活動により排出されるごみ・資源で、実施主体からの依頼があった場合に限り、半田市が収集します。

4. 分別収集しない廃棄物の適正処理

(1) 特定家庭用機器

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、指定引取場所への搬入により、適切なりサイクルを実施します。

（２）処理困難物

知多南部広域環境センターの受入基準に適合せず、また、半田市において資源として取り扱うことができない一般廃棄物については、販売店や専門業者で適正処理を行うよう案内を行います。

５．一般廃棄物の適正処理

（１）知多南部広域環境センター

一般廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ）の処理においては、知多南部の２市３町（半田市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町）で設置した知多南部広域環境センターにおいて中間処理を行います。

	処理方法	処理能力
焼却施設	全連続燃焼式焼却炉 （ストーカ方式）	283 t／日 （141.5 t／日×２炉）
粗大ごみ処理施設	２軸せん断破碎機 高速回転式破碎機	14 t／5 h

（２）資源化処理施設

半田市が分別収集した資源のうち、半田市有価資源回収事業に係る報償金支給要綱に定義される有価資源は、資源化センターにおいて中間処理を行い、委託業者に引き渡します。

	処理方法	処理能力
空缶等処理施設	プレス処理 手選別	アルミ缶 1.3 t／5 h スチール缶 3.4 t／5 h 紙パック 0.2 t／5 h
空瓶等処理施設	手選別 破碎	7.5 t／5 h

その他の資源は、市が委託する中間処理業者や再商品化業者、容器包装リサイクル協会の指定法人ルートにより資源化・再商品化します。

（３）一般廃棄物処理業許可業者

①処理業者

民間事業者へ一般廃棄物処理業（処分）の許可を交付し、資源化促進を図ります。

番号	事業者名	取扱廃棄物の種類	住所
１	株式会社エイゼン	一般廃棄物（廃プラスチック類、動植物性残渣）	知多郡武豊町字向陽三丁目１番地
２	有限会社カネニコンポスト	一般廃棄物（木くず・草）	半田市港町三丁目148番地の1
３	株式会社榊原環境	一般廃棄物（木くず・草）	半田市宮本町六丁目202番地の1
４	株式会社あおき環境開発	一般廃棄物（木くず・草）	半田市平井町六丁目33番地
５	トーエイ株式会社	一般廃棄物（廃プラスチック類）	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28番地の1
６	フルハシEPO株式会社	一般廃棄物（木くず）	名古屋市中区金山一丁目13番13号
７	株式会社ビオクラシックス半田	一般廃棄物（生ごみ）	半田市吉田町一丁目60番地

②収集運搬業者

民間事業者へ一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可を交付し、適切な運搬体制を構築します。ただし、発生量見込に対して既存の許可業者の収集運搬能力で充足していると考えられることから、原則として新規の収集運搬業の許可は発行しないものとします。

番号	事業系	家庭系	特定 家庭用 機器	荷下 限定	事業者名	住所
1	◆		◆		株式会社三四四	知多市にしの台四丁目19番地の13
2	◆				加山興業株式会社	名古屋市熱田区南一番町15番5号
3	◆		◆		株式会社アグメント	知多郡阿久比町大字草木字末広22番地
4	◆	◆			トーエイ株式会社 半田支店	半田市港町三丁目90番地
5	◆				衣浦環境株式会社	半田市住吉町1丁目23番地
6	◆				株式会社西山商店	名古屋市南区豊田二丁目18番3号
7	◆				東海清掃株式会社	愛知郡東郷町清水四丁目11番地3
8	◆				永一産商株式会社	名古屋市港区春田野1丁目2001番地
9	◆				有限会社皆貴	半田市住吉町2丁目142番地の5
10	◆	◆	◆		株式会社エイゼン	知多郡武豊町字向陽三丁目1番地
11	◆				福田三商株式会社	名古屋市南区千竈通二丁目14番地1
13	◆				株式会社ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風23番地の1
14	◆				株式会社テクア	常滑市白山町一丁目200番地
15	◆				株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1
16	◆				有限会社心玉産業	半田市栄町1丁目6番地
17	◆				有限会社早川衛生社	半田市瑞穂町9丁目3番地の8
18	◆				株式会社豊福組運輸	名古屋市中川区十一番町六丁目10番地
20	◆				株式会社アシタ	碧南市大浜上町一丁目60番地
21	◆				有限会社渡邊運輸	常滑市千代ヶ丘二丁目52番地
22	◆				中部環境サービス株式会社 半田営業所	半田市新川町16番地1
23	◆				有限会社エンザイム	知多市にしの台四丁目24番地の1
24	◆				有限会社カネニコンポスト	半田市港町三丁目148番地の1
25	◆				ヒラテ産業有限会社	刈谷市大正町六丁目203番地
27	◆				株式会社楠原環境	半田市宮本町六丁目202番地の1
28	◆				株式会社あおき環境開発	半田市平井町六丁目33番地
29	◆				株式会社東海維持管理工業 半田支店	半田市瑞穂町五丁目5番地21
30	◆				株式会社メイホーエコロジー	半田市川田町208番地の4
31	◆				株式会社タツノ開発	半田市岩滑西町二丁目53番地の1
32	◆				坪井金属有限会社	小牧市大字東田中字東嶋2057番1
33	◆				株式会社ユーティリティ	長久手市下川原16番地1
34	◆				ディリー株式会社	安城市二本木町東切替63番地
35	◆		◆		オオブユニティ株式会社	大府市北崎町駒場88番地
36	◆				東海衛生有限会社	半田市星崎町3丁目48番地の2
37	◆				ホームックス株式会社	豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
38		◆			ライフサポートりんどう	知多郡阿久比町白沢ミノカケ10-36
39	◆				株式会社あおき造園土木	半田市平井町六丁目33番地
40	◆				有限会社サカキ園芸場	半田市瑞穂町八丁目6番地の8
42			◆		トーエイ株式会社	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28番地の1
45		◆	◆		公益社団法人半田市シルバー人材センター	半田市東洋町1丁目8番地
46		◆	◆		株式会社IMAZ	半田市乙川畑田町1-8
47		◆	◆		株式会社大理	知多郡武豊町字ヒジリ田61
49				◆	名古屋コンテナ株式会社	名古屋市港区藤前1-607
51				◆	株式会社朋栄社	碧南市相生町2-115
52				◆	株式会社知多環境保全センター	知多郡南知多町大字内海字中添88番地

(4) 半田市一般廃棄物最終処分場

知多南部広域環境センターにおいて中間処理を行った後の焼却残渣・破碎不燃物は、半田市一般廃棄物最終処分場において埋立処分します。

	処理方法	処理能力
埋立地	オープン型 準好気性埋立 サンドイッチ工法	埋立面積 27,200m ² 埋立容量 202,800m ³
浸出水処理施設	アルカリ性凝集沈殿処理＋生物処理＋酸性凝集沈殿処理＋高度処理(砂ろ過・活性炭吸着・キレート吸着)＋消毒処理	調整槽貯留量 9,900m ³ 処理能力 84m ³ ／日

令和7年度 半田市生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理に係る一般廃棄物の発生量及び処理量の見込

(1) 発生量・処理量の見込

区分	総量（年間）
し尿	1,323kl
浄化槽汚泥	17,100kl

2. 排出抑制のための方策

下水道整備区域における下水道接続を推進し、環境負荷の軽減を図ります。

3. 収集する一般廃棄物

種類	収集主体	搬入先
し尿	委託業者	中部知多衛生組合
浄化槽汚泥	許可業者	

許可業者による搬入以外に、半田市は以下の収集を実施します。

- し尿について、事業者への委託により収集します。

4. 一般廃棄物の適正処理

(1) 中部知多衛生組合

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の処理においては、2市1町（半田市、常滑市、武豊町）で設置した中部知多衛生組合において処理を行います。

搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は併せて処理を行い、脱水後の汚泥は、知多南部広域環境センターにおいて焼却処理します。

	処理方法	処理能力
し尿処理施設	直接脱水 希釈下水道放流	151kl／日 ・浄化槽汚泥 138kl／日 ・し尿 13kl／日

(2) 一般廃棄物処理業許可業者

民間事業者へ一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集運搬）の許可を交付し、適切な運搬体制を構築します。ただし、発生量見込に対して既存の許可業者の収集運搬能力で充足していると考えられることから、原則として新規の収集運搬業の許可は発行しないものとします。

番号	事業者名	住所
1	東海衛生有限会社	半田市星崎町3丁目48番地の2
2	オオブユニティ株式会社	大府市北崎町駒場88番地
3	大昭工業株式会社	名古屋市西区清里町18番地
4	中衛工業株式会社	名古屋市南区鶴里三丁目11番地